

令和6年度東京都サービス管理責任者更新研修及び

児童発達支援管理責任者更新研修 実施案内

この度、東京都ではサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）として従事する方（予定含む。）を対象として標記研修を実施します。下記の内容に御留意いただき、お申し込みください。

はじめに（必ずお読みください）

○本研修の対象者は、（1）平成18年度から30年度までのサービス管理責任者等として従事するために必要な研修の修了者で令和5年度までに更新研修を修了された方又は（2）サービス管理責任者実践研修及び児童発達支援管理責任者実践研修の修了者です。

サービス管理責任者基礎研修及び児童発達支援管理責任者基礎研修の修了者が次に受けるべき研修は、「実践研修」となりますので、ご注意ください。

また、更新研修の受講歴によって下表のとおり取扱いが異なります。

更新研修受講歴	実務経験	更新研修受講期限
今回が2回目 【令和5年度(R6.3.31)までに1回目の更新研修を修了されている方】	<u>必要</u>	1回目の更新研修 修了年度による
今回が初めて 【令和5年度(R6.3.31)までに <u>実践研修</u> を修了された方】	<u>必要</u>	実践研修 修了年度による

記

1 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ること。

2 実施方法

講義及び演習の一部：オンデマンド配信

受講者が用意したパソコン等で、指定されたサイトにアクセスし、講義動画を視聴する。
サイトURLは事務局から受講決定者へ事前に送付する。

演習：集合型

指定された日程・会場に受講者が集まり、消毒・換気等の感染症対策を講じた上で実施する。

3 研修日程等

(1) 内容

講義及び演習

区分	内容
講義	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉の動向 ・サービス管理責任者等としてのスーパービジョン
演習	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携 ・サービス提供事業所としての自己検証 ・サービス管理責任者等としての自己検証 ・事例検討のスーパービジョン ・サービス提供職員等へのスーパービジョン

(2) 日程

講義及び演習の一部：オンデマンド配信		
配信期間① 講義及び集合型演習 前の演習の一部	令和6年9月12日（木）午前10時から 令和6年9月15日（日）午後12時まで（予定） ※上記期間内に、各自で講義動画（合計7時間程度）を視聴	
配信期間② 集合型演習後の演習 の一部	各自で参加する集合型演習の終了後から 3日後の午後12時まで（予定） ※上記期間内に、各自で講義動画（合計1時間程度）を視聴	
演習：集合型		
	日程	会場
A日程	令和6年9月24日（火）	ルミエール府中
B日程	令和6年9月25日（水）	ルミエール府中
C日程	令和6年9月27日（金）	東京都社会福祉保健医療研修センター
D日程	令和6年9月30日（月）	東京都社会福祉保健医療研修センター
E日程	令和6年10月2日（水）	スクエア荏原
F日程	令和6年10月3日（木）	スクエア荏原
G日程	令和6年10月4日（金）	スクエア荏原
H日程	令和6年10月7日（月）	ルミエール府中
I日程	令和6年10月8日（火）	ルミエール府中
J日程	令和6年10月9日（水）	ルミエール府中
K日程	令和6年10月10日（木）	スクエア荏原
L日程	令和6年10月15日（火）	スクエア荏原
M日程	令和6年10月17日（木）	成増アクトホール
N日程	令和6年10月18日（金）	成増アクトホール

時間：6時間程度

※詳細は受講決定通知メールにて案内します。

4 受講対象者

研修修了に必要な全科目を受講できる方で、次の（１）又は（２）のいずれかに該当し、下記の一定の実務経験（※）を満たすもの

（１）平成30年度までに、障害者総合支援法に基づくサービス管理責任者研修又は児童福祉法に基づく児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（2日課程又は全日程）を修了し、令和5年度までに更新研修を修了された方で東京都内に所在する障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の業務に従事する方（予定含む。）

（２）令和5年度までにサービス管理責任者実践研修及び児童発達支援管理責任者実践研修を修了し、東京都内に所在する障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の業務に従事する方（予定含む。）

（１）（２）ともに、他道府県に所在する事業所（開設予定を含む。）に従事する方（予定含む。）については対象外です。

（※）一定の実務経験

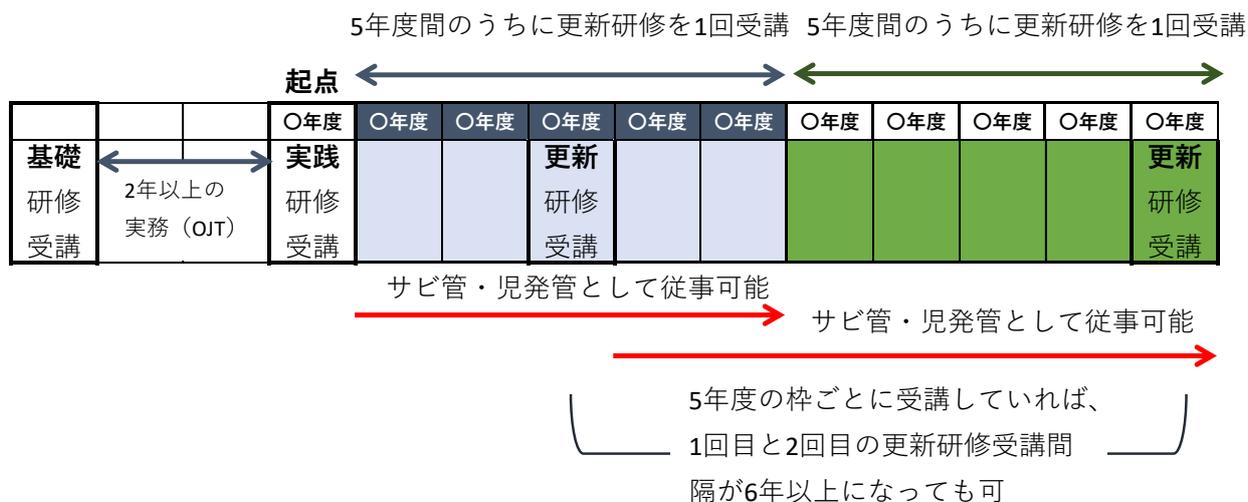
次の①又は②のいずれかを満たすもの

- ① 過去5年間に通算2年以上（日数は不問で、従事期間が通算で2年以上あれば可）のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員（以下、「サビ管等」という。）としての実務経験がある。
- ② 現にサビ管等として従事している。

なお、令和5年度までに実践研修を修了された方は、修了年度を起点として翌年度から5年度毎に1回更新研修の受講が必要です。昨年度までに1回更新研修を修了された方は、次の更新研修を先の更新研修修了年度の翌年度から5年度間の間に受けることとなります。

同一5年度間に複数受講されても、次の5年度間の受講を免除されるものではありません。申込の際に注意ください。

（参考）



<本研修の対象となる指定障害福祉サービス等の種類>

対象者	指定障害福祉サービス等
○サービス管理責任者	療養介護 生活介護（施設入所支援に係るものを含む。）
	自立訓練（機能訓練）
	自立訓練（生活訓練 ※宿泊型を含む。） 自立生活援助、共同生活援助
	就労移行、就労継続支援A型、就労継続支援B型 就労定着支援
○児童発達支援管理責任者	児童発達支援、医療型児童発達支援 放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援、福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、短期入所のみを実施する事業所は、サービス管理責任者等を配置する必要はありませんので、本研修の受講の必要はありません。

5 募集定員

1, 400名（全日程合計）

6 受講申込み

(1) 申込期限

令和6年6月20日（木曜日）午後5時 **必着**

※締切以降の申込みは一切受け付けられません。時間に余裕をもってお申し込みください。

(2) 申込方法について

ウェブ申込となります。インフラ環境等により受講申し込みができない方は、下記、公益財団法人総合健康推進財団の研修事務局まで一度お問い合わせください。

公益財団法人 総合健康推進財団 関東支部 東京都サービス管理責任者等研修事務局

TEL : 03-6262-9880

(3) 注意事項

お申し込みの際には、以下の点にご注意ください。

- 申込フォームに入力された内容は、受講決定を行う際の重要な情報となりますので、必要事項を漏れのないように、かつ、可能な限り具体的にご入力ください。
- 申込フォームに入力された内容を基に選考を行います。入力漏れや書類の不足がある場合でも、申込者への内容確認等の連絡は原則行いません。
- 選考に必要な項目に入力漏れ等がある場合には、選考対象とならない場合もありますのでご注意ください。

- 入力内容等に虚偽の申告が認められた場合には、受講申込みは無効となります。
また、以後の受講申込みは受け付けできなくなりますので、ご注意ください。
- 申込受付後の受講者及び日程の変更はお受けできませんので、受講希望者を精査してお申込みください。
- 止むを得ないと認められない欠席・無断欠席は、法人単位で、次回以降の受講を決定できない場合があります。

7 受講者の決定

(1) 受講決定について

申込み時に入力された、更新研修の受講期限、同一の従事予定事業所内での優先順位、サービス管理責任者等として配置される時期、指定事業所としての業務開始予定年月、実務経験年数、従事事業所（所属法人を含む）内の研修協力者（東京都の実施するサービス管理責任者等研修の演習指導者として従事している者）の有無等を参考に、受講可否を決定します。

(2) 受講可否通知データの送付

原則として受講希望者の所属する事業所の問い合わせ担当者宛てに、メールにて受講可否通知データを送信します。送信予定日：令和6年8月22日（木）。ただし、応募及び選考状況により、遅れる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

また、メールの送信予定日からしばらく過ぎても届かない場合は、公益財団法人総合健康推進財団までお問い合わせください。

※入力漏れ等がある場合は受付が完了できませんのでご注意ください。

8 修了証書の交付

本研修を修了された方には、東京都知事名の修了証書を交付します。修了証書の発送は、以下を予定しています。

修了証書の発送時期：令和6年12月13日（金）頃

9 留意点

○本研修は全日程全科目を受講しなければ研修修了となりません。講義については、研修主催者の責による事由以外で、指定された期間内に講義動画の視聴が完了しない場合、演習については、遅刻及び早退等があった場合は、研修修了となりません。推薦事業者においては、受講者が最後まで研修を受講できるよう、特段のご配慮をお願いします。

○著しく受講態度の悪い方（居眠り、業務都合による長時間の離席、研修に集中できない環境下での受講）については研修修了とならない場合がありますので、ご注意ください。

10 参加費

参加費は無料です。

なお、講義及び演習に参加できる電子機器（インターネットに接続できるパソコン等）の確保については、推薦する事業所又は受講者が準備してください。

資料はダウンロードしていただきます。電子データで見る場合は、パソコン等の容量をご確認ください。印刷して手元に用意する場合は、ご自身で印刷してください。

※機器の貸出し等は一切行っておりませんので予めご了承ください。

1 1 個人情報の取扱い

受講者推薦及び申込フォームに入力された個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正な管理を行い、当該研修事業の実施業務及び同修了者名簿の管理業務以外の目的で利用することはありません。

1 2 研修（集合型）受講に際しての注意事項

- (1) 演習当日、感染症に罹患している場合や普段と比べて明らかに体調がよくない場合には、演習を受講できません。受講中に体調が悪化した場合には早退していただきますので、予め御了承ください。（研修修了とはなりません。）
- (2) 受講中はマスクの着用にご協力ください。
- (3) ゴミは各自で持ち帰っていただきます。ゴミ袋を御持参ください。

1 3 研修の変更及び中止について

- (1) 感染症の感染拡大防止等のため、本実施案内の内容に変更が生じる可能性があります。
- (2) 天災等不可抗力により開催が困難と判断した場合は、研修を変更・中止することがあります。

1 4 各種問合せ先

○東京都サービス管理責任者更新研修・児童発達支援管理責任者更新研修の実施に関すること

担当研修機関	電話番号
公益財団法人総合健康推進財団 東京都サービス管理責任者等研修事務局	03-6262-9880

※受付時間は、月曜日～金曜日(祝祭日を除く)午前9時から午後5時までです。

○上記研修のカリキュラムの作成、受講決定及び修了者情報の管理に関すること

担当部署	電話番号
東京都心身障害者福祉センター 地域支援課 地域支援担当	03-3235-2953・2954

※受付時間は、月曜日～金曜日(祝祭日を除く)午前9時から午後5時までです。

○事業者指定に関すること（実務経験の要件含む。）

【八王子市内に所在する事業所】

事業内容	担当部署	電話番号
全事業共通	八王子市 福祉部 障害者福祉課 事業者指定担当	042-620-7479

【世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区、葛飾区内に所在する事業所
(児童のみ)】

事業内容	担当部署	電話番号
児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害児入所支援 児童発達支援センター	世田谷区 障害福祉部 障害保健福祉課	03-5432-2242
	江戸川区 福祉部 障害者福祉課 事業者支援係	03-5662-0712
	荒川区 福祉部 障害者福祉課 障害サービス係	03-3802-3417
	港区 保健福祉支援部 障害者福祉課 障害者支援係	03-3578-2689
	中野区 健康福祉部 障害福祉課 子ども発達支援係	03-3228-5613
	板橋区 福祉部 障がいサービス課 地域生活支援係	03-3579-2736
	豊島区 保健福祉部 障害福祉課 児童・障害児支援グループ	03-4566-2451
	葛飾区 福祉部 障害福祉課 事業者係	03-5654-8262

【上記以外の事業所】

事業内容	担当部署	電話番号
療養介護	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童福祉施設担当	03-5320-4374
自立生活援助	公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室 〈電話受付時間〉 9時から17時まで (土日祝日を除く)	03-6302-0257
共同生活援助 (グループホーム)		03-6302-0286
就労移行支援、就労継続支援A型、 就労継続支援B型、就労定着支援		03-6302-0308
生活介護、自立訓練(機能・生活) 施設入所支援		03-6302-0313
児童発達支援・放課後等デイサービス、 保育所等訪問支援・障害児入所支援、 児童発達支援センター		03-6302-0315